

第 6 回 福崎町上下水道事業審議会資料

令和 6 年 9 月 3 0 日



目次

- 1.使用料改定の基本的な考え方（P1～P3）
- 2.財政の将来見通し（P4～P6）
- 3.使用料対象経費の算定（P7～P10）
- 4.使用料体系の検討（P11～P24）
- 5.改定使用料による財政計画（P25～P26）
- 6.受益者負担金と新規加入金の検討（P27）



1. 使用料改定の基本的な考え方

○経費回収率の向上

経費回収率は、使用料を回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示す指標であるが、本町では100%を下回っており、汚水処理に要する費用を使用料収入で賄えていない状況である。

地方公営企業法第21条では、使用料は「能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と定められており、また、国庫補助金の交付の要件にも経費回収率の向上があげられている。

公営企業における独立採算の原則からも、今回の使用料改定では**経費回収率100%**を目標とする。

なお、本来ならば資産維持費(後述)を計上した経費回収率を目標とするのが望ましいが、使用料改定率を抑えるため、資産維持費を計上しない経費回収率とする。

【過去5年の経費回収率】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経費回収率	86.5%	87.7%	88.4%	88.5%	88.4%

○地域間格差を解消するための使用料（負担金を含む）体系の統一

本町では、下水を流すという同様のサービスを受けているにも関わらず使用料等が異なるという地域間での格差が発生している。兵庫県下で公共と農集との使用料体系が異なるのは本町のみである状況もあり、今回の使用料改定に合わせて使用料体系及び受益者負担金・新規加入金の統一を行う。

○資金不足の回避

本町では、一般会計との覚書により、**約3,000万円（総収益の3%程度）の内部留保資金**を基準として一般会計からの繰入金进行调整しているため、今回の使用料改定でも内部留保資金3,000万円を基準に財政計画を作成している。この額はおおむね使用料収入1か月分相当であるが、もし災害等により検針が遅れ使用料収入が滞った場合、この資金では安定した経営を持続できないことも考えられる。

一般会計との調整が必要ではあるが、今後、覚書の見直しも含めて適正な内部留保資金の額を検討していく。

○定期的な使用料改定の実施

一般的には3年から5年で使用料を見直すことが適当とされている。しかしながら、本町では平成28年以前は特別会計にて会計処理をしていたということもあるが、公共は供用開始後20年近くの間一度も使用料改定行っておらず、農集は平成21年1月に一度改定を行っただけだけという状況である。

今後は、5年に1度の経営戦略の見直し時期等に合わせて、中長期的な経営状況などを踏まえながら、適切な使用料水準が確保できるように使用料改定の必要性を検討していく。

○使用料収入に占める基本使用料の割合

基本使用料とは、下水道の使用の有無に関わりなく賦課するものであり、安定した経営を目指すためには、使用料収入に占める基本使用料の割合を高く設定することが望ましい。

本町の令和5年度実績では、下水道事業全体で基本使用料が占める割合は28.8%であるが、今回の使用料改定では、基本使用料の割合が高い農集の使用料体系を公共に統一することを前提としているため、基本使用料が占める割合は低下する見込みである。

本来ならば、基本使用料を高く設定し、基本使用料の占める割合を維持、または上昇させることが望ましいが、今回の使用料改定においてそれを実施した場合、使用水量が少ない区分の改定率が大きくなり、特定の水量区分に急激な使用料の変化をもたらすことから、次回の使用料改定時に検討を行うこととする。

一方で、全ての使用者が使用水量に応じた負担となるよう基本水量を廃止、または低減させるという考え方の自治体もある。次回の使用料改定時には、本町の実態を勘案して、基本使用料および基本水量のあり方について検討を行っていききたい。

2. 財政の将来見通し(現行使用料による財政計画)

下水道事業会計の将来見通しを得るため、現行使用料による財政計画を試算する。

なお、この試算に際しては収支不足額を明確にするため、一般会計繰入金のうち基準外繰入金を収入しないものとする。

<基準内繰入金>

基準内繰入金とは一般会計繰出基準に基づく繰入金であり、本町においては次のものが該当する。

- ・雨水処理に要する経費
- ・分流式下水道等に要する経費
- ・高資本費対策に要する経費
- ・緊急下水道整備特定事業及び農業集落排水緊急事業に要する経費
- ・児童手当に要する経費

<基準外繰入金>

基準外繰入金とは一般会計繰入金から基準内繰入金を除いたものであり、下水道の管理運営に係る費用を使用料収入と基準内繰入によって賄っても、不足額が生じた場合にやむを得ず繰り入れる。

<下水道使用料の増減と一般会計繰入金の関係性>

基準内繰入金の一つである「分流式下水道等に要する経費」（以下、分流式経費という。）の一般会計繰出基準は以下のとおりとなっている。

分流式の公共下水道等に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

これによると、図1に示すように、使用料改定に伴い下水道使用料が増加すると分流式経費が減少し、基準内繰入金の減少につながる。すなわち、基準外繰入金には影響を与えないこととなる。これは、一般会計繰出基準により、使用料の増加分は基準内繰入金の中の分流式経費に充てることが要因となっている。

このように使用料の改定は基準外繰入金の削減には結びつかないが、一般会計繰入金全体の削減に繋がることから、今回の使用料改定に際しては、一般会計繰入金の総額に着目して財政計画を進めることとする。

現行使用料による財政計画（基準外繰入金なし）の試算結果は表1～表3に示すとおりである。

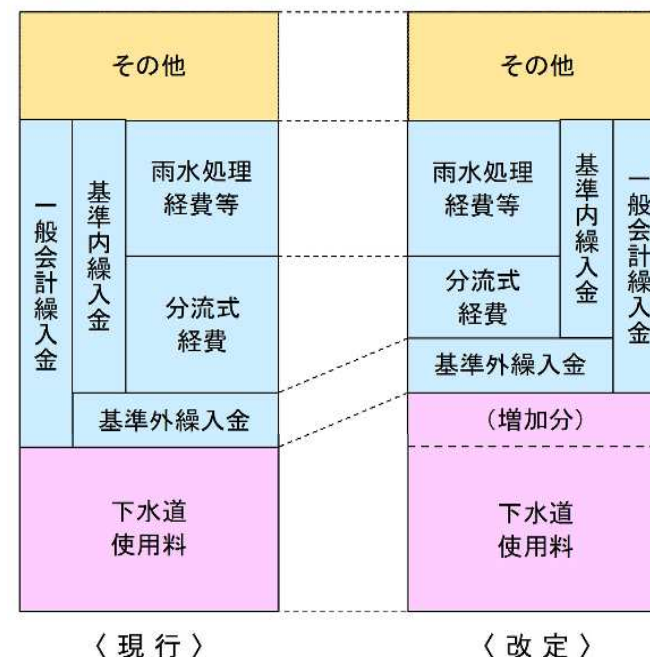


図1 収益的収入における使用料の増減と一般会計繰入金の関係イメージ

表 1 現行使用料による収益的収支の試算結果（基準外繰入金なし）（単位：千円）

現行使用料 (基準外繰入なし)		予算額		試算額											
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
下水道事業収益		942,744	999,304	920,607	877,599	876,576	873,403	867,003	853,783	864,662	866,969	838,895	853,122	853,919	下水道使用料 R7～R17合計 4,040,435千円
営業収益	営業収益	389,372	394,987	400,486	403,835	406,330	408,783	411,357	413,153	413,469	413,741	416,632	417,719	418,036	
	下水道使用料	355,757	357,812	362,815	364,164	365,302	366,422	367,576	368,396	367,967	367,551	369,390	370,068	370,784	
	他会計負担金	33,440	37,000	37,296	39,296	40,653	41,986	43,406	44,383	45,127	45,816	46,867	47,276	46,877	
	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	175	175	375	375	375	375	375	375	375	375	375	375	375	
営業外収益	営業外収益	553,372	604,317	520,121	473,764	470,246	464,621	455,647	440,630	451,193	453,228	422,263	435,403	435,883	
	受取利息及び配当金	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	他会計繰入金	314,800	364,400	286,660	248,232	243,929	238,749	224,363	214,748	218,240	213,881	193,842	203,786	199,154	
	他会計負担金(基準内繰入)	286,800	308,600	264,174	248,232	243,929	238,749	224,363	214,748	218,240	213,881	193,842	203,786	199,154	
	他会計補助金(基準外繰入)	28,000	55,800	22,486	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長期前受金戻入	237,438	238,798	231,883	223,953	224,739	224,293	229,705	224,304	231,374	237,768	226,843	230,038	235,150	
	雑収益	1,108	1,119	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	
下水道事業費用		998,718	981,631	948,893	930,176	916,250	913,077	912,840	899,224	907,283	906,598	878,502	892,706	893,481	
営業費用	営業費用	893,232	880,196	858,227	844,924	835,214	836,075	839,296	829,373	841,495	844,531	819,866	836,955	839,996	
	管渠費	17,537	15,658	16,163	16,188	16,261	16,390	16,517	16,461	16,261	16,068	16,204	16,341	16,480	
	ポンプ場費	4,342	3,348	3,590	3,698	3,770	3,810	3,850	3,993	4,219	4,440	4,478	4,515	4,554	
	処理場	244,631	238,711	223,454	223,342	223,904	225,229	211,523	210,366	207,254	204,242	205,653	207,075	208,523	
	浄化槽費	732	732	639	642	646	650	652	655	658	662	666	668	672	
	業務費	10,025	17,581	10,631	10,724	10,814	10,908	11,000	11,081	11,152	11,223	11,318	11,414	11,511	
	総係費	45,818	31,293	33,756	33,847	33,914	33,961	34,008	34,119	34,280	34,429	34,475	47,588	47,635	
	減価償却費	570,147	572,874	558,895	543,578	545,904	545,127	555,573	546,907	560,942	573,468	547,073	549,354	550,620	
	資産減耗費	0	0	11,100	12,904	0	0	6,174	5,790	6,728	0	0	0	0	
	営業外費用	105,487	101,435	90,666	85,252	81,036	77,002	73,543	69,851	65,788	62,067	58,636	55,751	53,486	
	支払利息及び企業債取扱諸費	99,257	95,404	85,172	80,018	75,940	71,925	68,487	65,188	61,809	58,749	55,317	52,433	50,167	
	雑支出	6,230	6,031	5,494	5,234	5,096	5,078	5,057	4,663	3,979	3,319	3,319	3,319	3,319	
	収益的収支	▲55,975	17,674	▲28,286	▲52,577	▲39,674	▲39,674	▲45,836	▲45,440	▲42,622	▲39,629	▲39,607	▲39,584	▲39,563	
R7～17年度合計				▲452,490											

下水道使用料
R7～R17合計
4,040,435千円

表 2 現行使用料による資本的収支の試算結果（基準外繰入金なし）（単位：千円）

現行使用料 （基準外繰入なし）		予算額		試算額										
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
資本的収入		679,472	564,400	488,578	638,590	589,715	654,015	689,615	606,015	637,715	483,991	422,641	288,541	225,941
	企業債	357,400	340,900	322,300	419,200	397,600	435,400	455,000	411,900	413,600	309,800	274,700	161,600	99,000
	下水道事業債	176,200	149,500	111,900	186,500	155,400	187,700	205,100	162,900	193,700	139,800	116,200	94,500	94,500
	資本費平準化債	181,200	191,400	210,400	232,700	242,200	247,700	249,900	249,000	219,900	170,000	158,500	67,100	4,500
	出資金（基準外繰入）	73,000	62,600	26,663	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金		173,500	138,000	115,000	194,775	167,500	194,000	210,000	169,500	199,500	152,250	126,000	105,000	105,000
負担金		29,800	22,900	24,615	24,615	24,615	24,615	24,615	24,615	24,615	21,941	21,941	21,941	21,941
基金取崩収入		45,772	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出		1,023,645	948,775	869,856	1,034,372	971,821	1,020,226	1,065,601	967,844	1,019,091	891,992	819,276	673,619	612,642
	建設改良費	421,968	337,731	279,028	441,584	380,040	442,046	477,053	390,059	454,065	345,471	292,977	232,899	232,900
	管路整備費	47,439	44,774	81,388	106,439	44,890	96,890	164,891	95,892	162,893	22,794	22,794	22,795	22,796
	管路改良費	7,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管路整備費（雨水）	301,025	276,733	177,541	125,046	125,050	135,055	102,060	84,065	81,070	112,575	60,079	0	0
	処理場改良費	66,394	16,224	20,099	210,100	210,100	210,101	210,101	210,102	210,102	210,103	210,103	210,104	210,104
	浄化槽整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産購入費	10,395	10,085	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債償還金	591,282	600,959	590,828	592,788	591,780	578,180	588,548	577,785	565,026	546,521	526,299	440,720	379,741
基金積立金支出		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支		▲344,174	▲384,375	▲381,278	▲395,782	▲382,106	▲366,211	▲375,986	▲361,828	▲381,376	▲408,001	▲396,635	▲385,078	▲386,701
補てん財源計算														
	消費税調整額	36,382	27,360	22,573	37,078	32,119	36,938	39,848	32,484	37,940	29,158	24,386	20,478	20,478
	当年度損益勘定留保資金	332,708	334,076	338,112	332,529	321,165	320,834	332,041	328,393	336,296	335,700	320,230	319,316	315,470
	補てん財源 合計	369,091	361,435	360,684	369,607	353,284	357,772	371,889	360,878	374,236	364,858	344,616	339,794	335,948
	補てん財源不足額	24,917	▲22,940	▲20,594	▲26,175	▲28,822	▲8,439	▲4,097	▲951	▲7,140	▲43,142	▲52,019	▲45,284	▲50,753

表 3 現行使用料による内部留保資金残高の試算結果（基準外繰入金なし）（単位：千円）

ケース2 現行使用料 （基準外繰入なし）		予算額		試算額										
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
A.資金残高計算														
	利益剰余金	▲5,351	12,322	▲15,964	▲68,541	▲108,214	▲147,888	▲193,724	▲239,164	▲281,786	▲321,415	▲361,021	▲400,606	▲440,168
	損益勘定留保資金	57,762	34,822	14,228	▲11,947	▲40,769	▲49,208	▲53,305	▲54,255	▲61,395	▲104,538	▲156,557	▲201,840	▲252,593
	内部留保資金残高	52,410	47,144	▲1,736	▲80,488	▲148,983	▲197,096	▲247,029	▲293,420	▲343,181	▲425,952	▲517,578	▲602,446	▲692,761
B.資金不足額を使用料改定で賄う場合														
	使用料の増加額（改定率17.60%）	0	0	32,015	64,093	64,293	64,490	64,693	64,838	64,762	64,689	65,013	65,132	65,258
	内部留保資金残高	52,410	47,144	30,279	15,620	11,418	27,796	42,556	61,003	76,004	57,921	31,309	11,573	▲13,485

表 1 より、収益的収支は、基準外繰入金を見込まないため大幅な収支不足額が生じ、令和 7～17 年度の 11 年間における合計で約 4.5 億円が不足する見込みである。

表 2 より、資本的収支は、資本的支出が資本的収入を上回るため経常に収支不足額が生じ、補てん財源（消費税調整額及び当年度分損益勘定留保資金）で補てんしてもなお不足額が生じる。

このため、資本的収支不足額を補てんした後の内部留保資金残高は、表 3 の「A.資金残高計算」欄に示すとおり令和 7 年度からマイナスに転じ、令和 17 年度には約 6.9 億円の資金不足が生じることとなる。

仮に、この資金不足額を使用料のみで賄おうとした場合、その改定率は 17.60%と試算される。なお、この改定率は、令和 7～17 年度の 11 年間における内部留保資金残高の平均額が 30,000 千円程度確保できるように試算したものである。

3. 使用料対象経費の算定

使用料対象経費の算定では、前述の財政計画から使用料算定期間中の下水道管理運営費（資本費及び維持管理費）を求め、この費用から使用料の対象とならない経費等を控除して使用料対象経費（総括原価）を算定する。

3-1 使用料算定期間

- ▶ 算定期間とは、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間的範囲と定義されている。
- ▶ 下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい。このため、使用料算定期間は以下に示す10年間と設定する。

使用料算定期間：令和7年10月1日～令和17年9月30日（10年間）

3-2 使用料対象経費

使用料対象経費とは、使用料算定期間内における収益的支出から使用料の対象外となる経費を控除した経費のことである。

使用料対象経費は、表4に示すとおり使用料算定期間中の収益的支出から控除額である長期前受金戻入、基準内繰入金を差し引いて算出する。なお、雨水に要する経費は公費で負担すべきものであるため対象外とする。

表4 使用料対象経費の算定(雨水に要する経費を除く) (期間:10年間、単位:千円)

区 分	収益的支出	控除額		使用料 対象経費
		長期前受金戻入	基準内繰入金	
資本費	5,509,785	▲ 2,031,587	▲ 2,229,899	1,248,299
減価償却費	4,934,978	▲ 2,031,587	▲ 2,229,700	673,691
支払利息	574,807	0	▲ 199	574,608
維持管理費	2,860,078	0	▲ 1,175	2,858,903
管渠費	162,988	0	0	162,988
ポンプ場費	40,838	0	0	40,838
処理場費	2,134,276	0	0	2,134,276
浄化槽費	6,553	0	▲ 1,175	5,378
業務費	110,692	0	0	110,692
総係費	361,269	0	0	361,269
雑支出	43,462	0	0	43,462
合計	8,369,863	▲ 2,031,587	▲ 2,231,074	4,107,202

表4より、今回の使用料改定における使用料対象経費は**4,107,202千円**となる。この額は収益的支出合計8,369,863千円の49.1%と約半分にあたる。また、収益的支出のうち26.7%は税金(基準内繰入金)で賄われることが分かる。

なお、使用料対象経費4,107,202千円を使用料収入で賄うことができれば、経費回収率が100%となる。

◆資産維持費◆

資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを維持していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するものとされている。

資産維持費＝対象資産×資産維持率（標準 3 %）

- ・ 対象資産：償却資産の使用料算定期間期首及び期末の平均残高
- ・ 資産維持率：水道事業における資産維持率 3 %

上記算定式で求めた本町の資産維持費は以下のとおりとなる。

対象資産（10,765,242千円）× 資産維持率（3%）＝ 資産維持費（322,957千円）

※使用料対象期間：令和7年10月1日(期首)～ 令和17年9月30日(期末)

※資産維持費を計上した場合の経費回収率は107.86%となる。

3-3 使用料改定率

使用料改定率は、使用料対象経費を現行使用料による収入額で除して算出する。なお、現行使用料は公共下水道事業と農業集落排水事業で異なる体系を用いているが、今回の使用料改定においてはこれらを統一することとしており、ここでは「農業集落排水事業の使用料体系を公共下水道事業の使用料体系に統一した場合」の使用料改定率を算定する。

その結果、使用料改定率は14.23%となる。

$$\begin{aligned}\text{使用料改定率} &= (\text{使用料対象経費} \div \text{現行使用料収入}) \times 100\% - 100\% \\ &= (4,107,202\text{千円} \div 3,595,629\text{千円}) \times 100\% - 100\% \\ &= \underline{\underline{14.23\%}}\end{aligned}$$

なお、使用料対象経費に資産維持費（322,957千円）を含めて算定すると、使用料改定率は23.21%となる。

日本下水道協会による下水道使用料算定の基本的な考え方では、資産維持費を含めて算定を行うとされているが、改定率の上昇につながるため今回の使用料改定では資産維持費の計上は行わない。

しかしながら、将来の施設更新の財源となる資産維持費を計上しない場合、経費回収率が100%になったとしても将来的には安定した経営が維持できなくなる恐れがある。次回の使用料改定時には、資産維持費の計上についても検討する必要がある。

4. 使用料体系の検討

4-1 使用料体系の検討方針

本町では、主に水道の使用水量によって下水道使用料を算出している。現行の使用料体系は、使用水量の多少に関係なく固定的にかかる経費を負担してもらう「基本使用料」と、使用水量の多少に応じて必要となる経費を負担してもらう「従量使用料」を併用する「二部使用料制」を採用している。また、基本使用料には一定の水量を付与し、その範囲までの使用料を定額とする「基本水量制」、従量使用料には使用水量の増加に応じて水量区分を設け、その区分が上がるに連れて使用料単価が高くなる「累進使用料制」を採用している。

今回の使用料改定では、これらの制度の変更も検討したが、基本使用料（基本水量制）や従量使用料における水量区分の変更などは、使用料の改定幅を助長させ、日常生活において急激な使用料の変化をもたらす場合もあることから、現行の使用料体系を維持することとし、使用料単価の改定のみを行うこととする。

4-2 使用料単価の検討案

使用料単価は、以下に示す A 案及び B 案について検討を行う。

A 案

下水道使用料算定の基本的な考え方に沿った改定案

B 案

使用料対象経費から求めた改定率を当てはめた改定案

4-3 下水道使用料算定の基本的な考え方に沿った改定案

A 案

A 案は、下水道使用料算定の基本的な考え方（2016年度版 公益社団法人日本下水道協会）に基づき、前章で求めた使用料対象経費を基本使用料及び従量使用料に割り振って算定する。

4-3-1 使用料対象経費の分解と配賦

A 案

使用料対象経費は、構成する各経費の性質に着目して表 5 に示す需要家費、固定費、変動費の 3 種類に分解する。

表5 使用料対象経費の分解

区 分	経費の性質と該当項目
需要家費	下水道使用水量の多少に関係なく、使用者（需要家）の存在自体により必要となる固定的経費であり、使用料徴収関係経費が該当する。
固 定 費	下水道使用水量の多少に関係なく、下水道施設を維持していくために固定的に必要となる経費であり、資本費及び維持管理費の大部分が該当する。
変 動 費	下水道使用水量の多少に応じて増減（変動）する経費であり、動力費や薬品費等が該当する。

分解された需要家費、固定費及び変動費は、図2に示すように基本使用料及び従量使用料に割り振る。

基本使用料は、下水道使用水量の多少に関係なく、下水道サービスを提供するために必要な固定的経費を割り振るものであり、需要家費及び固定費の全てを賦課することが本来の方法である。しかし、固定費の全額を基本使用料に賦課した場合、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいため、基本使用料が著しく高額となる。

このため、図3に示すように日最大汚水処理量と日平均汚水処理量の差分は、汚水量の季節的、時間的変動に対応する固定的費用であることから、多くの事業体ではこの差分に相当する固定費を基本使用料に賦課している。本町もこの考え方にならい、固定費のうち直近の令和4年度実績における日最大汚水処理量8,400m³/日と日平均汚水処理量6,459m³/日の差分23.11%を基本使用料に割り振る。

また、従量使用料は、変動費の全額と固定費の残額(76.89%)を割り振る。

需要家費	固定費 23.11%	固定費 76.89%	変動費
基本使用料 使用水量の有無に関係なく 賦課される使用料		従量使用料 使用水量の多寡に応じて 賦課される使用料	

図2 使用料対象経費(需要家費、固定費及び変動費)の配賦イメージ



図3 A案における固定費の配賦割合(令和4年度実績)

4-3-2 基本使用料の算定

A 案

基本使用料は、需要家費と固定費の一部（23.11％）の合計額を使用料算定期間中の調定件数で除して、5円単位で調整して算定する。

$$\begin{aligned}
 \text{基本使用料} &= (\text{需要家費} + \text{固定費の一部 (23.11\%)}) \div \text{調定件数} \\
 &= (109,677 \text{千円} + 3,413,822 \text{千円} \times 23.11\%) \div 852,558 \text{件} \\
 &= 1,054 \text{円/件} \\
 &\div \text{1,055円/件 (1か月ごと、消費税抜)}
 \end{aligned}$$

表6 使用料算定期間(10年間)における調定件数と使用料対象経費の内訳

水量区分		調定件数 (件)	使用料対象経費(千円)			
			需要家費	固定費	変動費	計
基本水量	0m ³ ~ 10m ³	259,070	109,677	3,413,822	583,703	4,107,202
超過水量	11m ³ ~ 20m ³	270,202				
	21m ³ ~ 60m ³	302,568				
	61m ³ ~ 210m ³	15,612				
	211m ³ ~	5,106				
合 計		852,558				

4-3-3 従量使用料の算定

A 案

従量使用料は、表7に示すとおり水量区分ごとの負担割合に変化をつけた3案を設定する。なお、ここで使用する改定率は、変動費と固定費の残部（76.89％）の合計額を現行従量使用料による収入額で除して算出した16.25％を用いる。

$$\begin{aligned}
 \text{従量使用料（改定率）} &= (\text{変動費} + \text{固定費の残部（76.89％）}) \div \text{現行従量使用料} \times 100\% \\
 &= (583,703\text{千円} + 3,413,822\text{千円} \times 76.89\%) \div 2,760,123\text{千円} \times 100\% \\
 &= \underline{\underline{116.25\%}} \text{（改定率16.25％）}
 \end{aligned}$$

表7 従量使用料の改定案(A案)

案	水量区分ごとの負担割合	従量使用料単価の設定方法
A-1	全ての水量区分に一定率を乗じた案	公共下水道の現行従量使用料単価に一定率（改定率16.25％）を増額して算定し、整数止めとする。
A-2	少ない水量区分ほど改定率を低くした案	A-1をベースに、使用水量が少ない区分の改定率を低く、使用水量が多い区分の改定率を高く設定し、5円単位で調整する。
A-3	全ての水量区分に一定額を加えた案	公共下水道の現行従量使用料単価に一定額（30円/㎡ずつ）を増額して算定する。

4-3-4 使用料単価改定案

A 案

これらの検討から設定した使用料単価改定案（A－1～A－3案）は表8に、また、モデル水量（水量区分ごとの平均使用水量）における改定使用料（金額）と改定率は表9に示すとおりである。

表8 使用料単価改定案(A案)

・公共下水道事業

(1か月ごと、消費税抜、円単位)

水量区分		使用料単価			
		現行	A－1	A－2	A－3
0m ³ ～ 10m ³	基本使用料	980	1,055	1,055	1,055
11m ³ ～ 20m ³	従量使用料	1m ³ 当たり	125	146	155
21m ³ ～ 60m ³		1m ³ 当たり	150	175	180
61m ³ ～ 210m ³		1m ³ 当たり	180	210	210
211m ³ ～		1m ³ 当たり	205	239	235

使用料単価の改定率		
A－1	A－2	A－3
7.65%	7.65%	7.65%
16.80%	12.00%	24.00%
16.67%	13.33%	20.00%
16.67%	19.44%	16.67%
16.59%	19.51%	14.63%

・農業集落排水事業(個別排水処理事業を含む)

(1か月ごと、消費税抜、円単位)

水量区分		使用料単価			
		現行	A－1	A－2	A－3
0m ³ ～ 10m ³	基本使用料	2,400	1,055	1,055	1,055
11m ³ ～ 20m ³	従量使用料	1m ³ 当たり	95	146	155
21m ³ ～ 60m ³		1m ³ 当たり	95	175	180
61m ³ ～ 210m ³		1m ³ 当たり	95	210	210
211m ³ ～		1m ³ 当たり	95	239	235

使用料単価の改定率		
A－1	A－2	A－3
▲56.04%	▲56.04%	▲56.04%
53.68%	47.37%	63.16%
84.21%	78.95%	89.47%
121.05%	126.32%	121.05%
151.58%	157.89%	147.37%

表9 モデル水量における改定使用料と改定率(A案)

・公共下水道事業

(1か月ごと、消費税抜、円単位)

水量区分ごとの 平均使用水量		改定使用料			
水量区分	平均水量	現行	A-1	A-2	A-3
0m ³ ～ 10m ³	5m ³	980	1,055	1,055	1,055
11m ³ ～ 20m ³	15m ³	1,605	1,785	1,755	1,830
21m ³ ～ 60m ³	30m ³	3,730	4,265	4,155	4,405
61m ³ ～ 210m ³	105m ³	16,330	18,965	18,930	19,255
211m ³ ～	1,561m ³	312,185	363,904	372,500	358,790

改定使用料の改定率		
A-1	A-2	A-3
7.65%	7.65%	7.65%
11.21%	9.35%	14.02%
14.34%	11.39%	18.10%
16.14%	15.92%	17.91%
16.57%	19.32%	14.93%

・農業集落排水事業(個別排水処理事業を含む)

(1か月ごと、消費税抜、円単位)

水量区分ごとの 平均使用水量		改定使用料			
水量区分	平均水量	現行	A-1	A-2	A-3
0m ³ ～ 10m ³	5m ³	2,400	1,055	1,055	1,055
11m ³ ～ 20m ³	15m ³	2,875	1,785	1,755	1,830
21m ³ ～ 60m ³	31m ³	4,395	4,440	4,325	4,585
61m ³ ～ 210m ³	80m ³	9,050	13,715	13,555	14,005
211m ³ ～	1,548m ³	148,510	360,797	369,315	355,735

改定使用料の改定率		
A-1	A-2	A-3
▲56.04%	▲56.04%	▲56.04%
▲37.91%	▲38.96%	▲36.35%
1.02%	▲1.59%	4.32%
51.55%	49.78%	54.75%
142.94%	148.68%	139.54%

表8より、使用料単価の改定案については、公共下水道事業は概ね設定したとおりとなるが、農業集落排水事業は公共下水道事業の使用料体系に統一することとなるため、非常に大きな変化が生じる。

また、表9より、モデル水量における改定率については、3つの改定案では大きな差異は見られないが、水量区分の多少によっては、改定率の差異が現れる。この差異は公共下水道事業では比較的小さく、農業集落排水事業では総じて平均使用水量15m³/月以下は36%以上の減少となる一方、同80m³/月以上はおおよそ50%を上回る大きな改定率となる。

4-4 使用料対象経費から求めた改定率を当てはめた改定案 **B 案**

B 案は、現行の公共下水道事業使用料（基本使用料及び従量使用料）を基本として、使用料対象経費の算定で求めた「農業集落排水事業の使用料体系を公共下水道事業の使用料体系に統一した場合」の改定率14.23%を乗じて算定する。

4-4-2 基本使用料の算定 **B 案**

基本使用料は、公共下水道事業における現行基本使用料980円/件に改定率14.23%を乗じて、5 円単位で調整して算定する。

$$\begin{aligned}\text{基本使用料} &= \text{現行基本使用料} \times (100\% + \text{改定率}14.23\%) \\ &= 980\text{円/件} \times 114.23\% \\ &= 1,119\text{円/件} \\ &\div \text{1,120円/件} \quad (1 \text{ か月ごと、消費税抜})\end{aligned}$$

4-4-3 従量使用料の算定 **B 案**

従量使用料は、表10に示すとおり A 案と同様に水量区分ごとの負担割合に変化をつけた 3 案を設定する。

表10 従量使用料の改定案(B案)

案	水量区分ごとの負担割合	従量使用料単価の設定方法
B-1	全ての水量区分に一定率を乗じた案	公共下水道の現行従量使用料単価に一定率(改定率14.23%)を増額して算定し、整数止めとする。
B-2	少ない水量区分ほど改定率を低くした案	B-1をベースに、使用水量が少ない区分の改定率を低く、使用水量が多い区分の改定率を高く設定し、5円単位で調整する。
B-3	全ての水量区分に一定額を加えた案	公共下水道の現行従量使用料単価に一定額(25円/m³ずつ)を増額して算定する。

4-4-4 使用料単価改定案

B 案

これらの検討から設定した使用料単価改定案（B－1～B－3案）は表11に、また、モデル水量（水量区分ごとの平均使用水量）における改定使用料（金額）と改定率は表12に示すとおりである。

表11 使用料単価改定案(B案)

・公共下水道事業

(1か月ごと、消費税抜、円単位)

水量区分		使用料単価			
		現行	B－1	B－2	B－3
0m ³ ～ 10m ³	基本使用料	980	1,120	1,120	1,120
11m ³ ～ 20m ³	従量使用料	1m ³ 当たり	125	143	150
21m ³ ～ 60m ³		1m ³ 当たり	150	172	175
61m ³ ～ 210m ³		1m ³ 当たり	180	206	205
211m ³ ～		1m ³ 当たり	205	235	240

使用料単価の改定率		
B－1	B－2	B－3
14.29%	14.29%	14.29%
14.40%	12.00%	20.00%
14.67%	13.33%	16.67%
14.44%	16.67%	13.89%
14.63%	17.07%	12.20%

・農業集落排水事業(個別排水処理事業を含む)

(1か月ごと、消費税抜、円単位)

水量区分		使用料単価			
		現行	B－1	B－2	B－3
0m ³ ～ 10m ³	基本使用料	2,400	1,120	1,120	1,120
11m ³ ～ 20m ³	従量使用料	1m ³ 当たり	95	143	150
21m ³ ～ 60m ³		1m ³ 当たり	95	172	175
61m ³ ～ 210m ³		1m ³ 当たり	95	206	205
211m ³ ～		1m ³ 当たり	95	235	240

使用料単価の改定率		
B－1	B－2	B－3
▲53.33%	▲53.33%	▲53.33%
50.53%	47.37%	57.89%
81.05%	78.95%	84.21%
116.84%	121.05%	115.79%
147.37%	152.63%	142.11%

表12 モデル水量における改定使用料と改定率(B案)

・公共下水道事業		(1か月ごと、消費税抜、円単位)						
水量区分ごとの 平均使用水量		改定使用料				改定使用料の改定率		
水量区分	平均水量	現行	B-1	B-2	B-3	B-1	B-2	B-3
0m³ ～ 10m³	5m³	980	1,120	1,120	1,120	14.29%	14.29%	14.29%
11m³ ～ 20m³	15m³	1,605	1,835	1,820	1,870	14.33%	13.40%	16.51%
21m³ ～ 60m³	30m³	3,730	4,270	4,220	4,370	14.48%	13.14%	17.16%
61m³ ～ 210m³	105m³	16,330	18,700	18,770	18,845	14.51%	14.94%	15.40%
211m³ ～	1,561m³	312,185	357,815	365,060	351,100	14.62%	16.94%	12.47%

・農業集落排水事業(個別排水処理事業を含む)		(1か月ごと、消費税抜、円単位)						
水量区分ごとの 平均使用水量		改定使用料				改定使用料の改定率		
水量区分	平均水量	現行	B-1	B-2	B-3	B-1	B-2	B-3
0m³ ～ 10m³	5m³	2,400	1,120	1,120	1,120	▲53.33%	▲53.33%	▲53.33%
11m³ ～ 20m³	15m³	2,875	1,835	1,820	1,870	▲36.17%	▲36.70%	▲34.96%
21m³ ～ 60m³	31m³	4,395	4,442	4,390	4,545	1.07%	▲0.11%	3.41%
61m³ ～ 210m³	80m³	9,050	13,550	13,520	13,720	49.72%	49.39%	51.60%
211m³ ～	1,548m³	148,510	354,760	361,940	348,110	138.88%	143.71%	134.40%

表11より、B案の使用料単価の改定率は、A案と同様に公共下水道事業は概ね設定したとおりとなるが、農業集落排水事業は現行使用料に対する変化が非常に大きくなる。ただし、A案の改定率が▲56.04%～157.89%となっているのに対して、B案は▲53.33%～152.63%と改定幅がやや小さくなっている。

また、表12より、B案のモデル水量における改定率は、A案と同様に公共下水道事業は3つの改定案や水量区分によって極端に大きな差は生じないが、農業集落排水事業は水量区分の多少による改定率の変化が非常に大きくなる。

表13 使用水量ごとの改定使用料と改定率

【公共下水道事業】

案		使用水量	1～10㎡	15㎡	20㎡	25㎡	30㎡	40㎡	50㎡	60㎡	70㎡	80㎡	90㎡	100㎡	150㎡	200㎡	300㎡	500㎡	700㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	10,000㎡	15,000㎡
現行	公共	使用料(円)／月	980	1,605	2,230	2,980	3,730	5,230	6,730	8,230	10,030	11,830	13,630	15,430	24,430	33,430	53,680	94,680	135,680	197,180	299,680	402,180	607,180	1,017,180	2,042,180	3,067,180
		使用料(円)／月	1,055	1,785	2,515	3,390	4,265	6,015	7,765	9,515	11,615	13,715	15,815	17,915	28,415	38,915	62,525	110,325	158,125	229,825	349,325	468,825	707,825	1,185,825	2,380,825	3,575,825
		現行との差額(円)	75	180	285	410	535	785	1,035	1,285	1,585	1,885	2,185	2,485	3,985	5,485	8,845	15,645	22,445	32,645	49,645	66,645	100,645	168,645	338,645	508,645
A－1	公共	改定率(増減率)	(7.7%)	(11.2%)	(12.8%)	(13.8%)	(14.3%)	(15.0%)	(15.4%)	(15.6%)	(15.8%)	(15.9%)	(16.0%)	(16.1%)	(16.3%)	(16.4%)	(16.5%)	(16.5%)	(16.5%)	(16.6%)	(16.6%)	(16.6%)	(16.6%)	(16.6%)	(16.6%)	(16.6%)
		使用料(円)／月	1,055	1,755	2,455	3,305	4,155	5,855	7,555	9,255	11,405	13,555	15,705	17,855	28,605	39,355	63,555	112,555	161,555	235,055	357,555	480,055	725,055	1,215,055	2,440,055	3,665,055
		現行との差額(円)	75	150	225	325	425	625	825	1,025	1,375	1,725	2,075	2,425	4,175	5,925	9,875	17,875	25,875	37,875	57,875	77,875	117,875	197,875	397,875	597,875
A－2	公共	改定率(増減率)	(7.7%)	(9.3%)	(10.1%)	(10.9%)	(11.4%)	(12.0%)	(12.3%)	(12.5%)	(13.7%)	(14.6%)	(15.2%)	(15.7%)	(17.1%)	(17.7%)	(18.4%)	(18.9%)	(19.1%)	(19.2%)	(19.3%)	(19.4%)	(19.4%)	(19.5%)	(19.5%)	(19.5%)
		使用料(円)／月	1,055	1,830	2,605	3,505	4,405	6,205	8,005	9,805	11,905	14,005	16,105	18,205	28,705	39,205	62,455	109,455	156,455	226,955	344,455	461,955	696,955	1,166,955	2,341,955	3,516,955
		現行との差額(円)	75	225	375	525	675	975	1,275	1,575	1,875	2,175	2,475	2,775	4,275	5,775	8,775	14,775	20,775	29,775	44,775	59,775	89,775	149,775	299,775	449,775
A－3	公共	改定率(増減率)	(7.7%)	(14.0%)	(16.8%)	(17.6%)	(18.1%)	(18.6%)	(18.9%)	(19.1%)	(18.7%)	(18.4%)	(18.2%)	(18.0%)	(17.5%)	(17.3%)	(16.3%)	(15.6%)	(15.3%)	(15.1%)	(14.9%)	(14.9%)	(14.8%)	(14.7%)	(14.7%)	(14.7%)
		使用料(円)／月	1,055	1,830	2,605	3,505	4,405	6,205	8,005	9,805	11,905	14,005	16,105	18,205	28,705	39,205	62,455	109,455	156,455	226,955	344,455	461,955	696,955	1,166,955	2,341,955	3,516,955
		現行との差額(円)	75	225	375	525	675	975	1,275	1,575	1,875	2,175	2,475	2,775	4,275	5,775	8,775	14,775	20,775	29,775	44,775	59,775	89,775	149,775	299,775	449,775
		改定率(増減率)	(7.7%)	(14.0%)	(16.8%)	(17.6%)	(18.1%)	(18.6%)	(18.9%)	(19.1%)	(18.7%)	(18.4%)	(18.2%)	(18.0%)	(17.5%)	(17.3%)	(16.3%)	(15.6%)	(15.3%)	(15.1%)	(14.9%)	(14.9%)	(14.8%)	(14.7%)	(14.7%)	(14.7%)
		使用料(円)／月	1,055	1,830	2,605	3,505	4,405	6,205	8,005	9,805	11,905	14,005	16,105	18,205	28,705	39,205	62,455	109,455	156,455	226,955	344,455	461,955	696,955	1,166,955	2,341,955	3,516,955
		現行との差額(円)	75	225	375	525	675	975	1,275	1,575	1,875	2,175	2,475	2,775	4,275	5,775	8,775	14,775	20,775	29,775	44,775	59,775	89,775	149,775	299,775	449,775

案		使用水量	1～10㎡	15㎡	20㎡	25㎡	30㎡	40㎡	50㎡	60㎡	70㎡	80㎡	90㎡	100㎡	150㎡	200㎡	300㎡	500㎡	700㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	10,000㎡	15,000㎡
現行	公共	使用料(円)／月	980	1,605	2,230	2,980	3,730	5,230	6,730	8,230	10,030	11,830	13,630	15,430	24,430	33,430	53,680	74,385	135,680	197,180	299,680	402,180	607,180	1,017,180	2,042,180	3,067,180
		使用料(円)／月	1,120	1,835	2,550	3,410	4,270	5,990	7,710	9,430	11,490	13,550	15,610	17,670	27,970	38,270	61,480	85,215	155,480	225,980	343,480	460,980	695,980	1,165,980	2,340,980	3,515,980
		現行との差額(円)	140	230	320	430	540	760	980	1,200	1,460	1,720	1,980	2,240	3,540	4,840	7,800	10,830	19,800	28,800	43,800	58,800	88,800	148,800	298,800	448,800
B－1	公共	改定率(増減率)	(14.3%)	(14.3%)	(14.3%)	(14.4%)	(14.5%)	(14.5%)	(14.6%)	(14.6%)	(14.6%)	(14.5%)	(14.5%)	(14.5%)	(14.5%)	(14.5%)	(14.5%)	(14.6%)	(14.6%)	(14.6%)	(14.6%)	(14.6%)	(14.6%)	(14.6%)	(14.6%)	(14.6%)
		使用料(円)／月	1,120	1,820	2,520	3,370	4,220	5,920	7,620	9,320	11,420	13,520	15,620	17,720	28,220	38,720	62,420	86,660	158,420	230,420	350,420	470,420	710,420	1,190,420	2,390,420	3,590,420
		現行との差額(円)	140	215	290	390	490	690	890	1,090	1,390	1,690	1,990	2,290	3,790	5,290	8,740	12,275	22,740	33,240	50,740	68,240	103,240	173,240	348,240	523,240
B－2	公共	改定率(増減率)	(14.3%)	(13.4%)	(13.0%)	(13.1%)	(13.1%)	(13.2%)	(13.2%)	(13.2%)	(13.9%)	(14.3%)	(14.6%)	(14.8%)	(15.5%)	(15.8%)	(16.3%)	(16.5%)	(16.8%)	(16.9%)	(16.9%)	(17.0%)	(17.0%)	(17.0%)	(17.1%)	(17.1%)
		使用料(円)／月	1,120	1,870	2,620	3,495	4,370	6,120	7,870	9,620	11,670	13,720	15,770	17,820	28,070	38,320	61,070	84,300	153,070	222,070	337,070	452,070	682,070	1,142,070	2,292,070	3,442,070
		現行との差額(円)	140	265	390	515	640	890	1,140	1,390	1,640	1,890	2,140	2,390	3,640	4,890	7,390	9,915	17,390	24,890	37,390	49,890	74,890	124,890	249,890	374,890
B－3	公共	改定率(増減率)	(14.3%)	(16.5%)	(17.5%)	(17.3%)	(17.2%)	(17.0%)	(16.9%)	(16.9%)	(16.4%)	(16.0%)	(15.7%)	(15.5%)	(14.9%)	(14.6%)	(13.8%)	(13.3%)	(12.8%)	(12.6%)	(12.5%)	(12.4%)	(12.3%)	(12.3%)	(12.2%)	(12.2%)
		使用料(円)／月	1,120	1,870	2,620	3,495	4,370	6,120	7,870	9,620	11,670	13,720	15,770	17,820	28,070	38,320	61,070	84,300	153,070	222,070	337,070	452,070	682,070	1,142,070	2,292,070	3,442,070
		現行との差額(円)	140	265	390	515	640	890	1,140	1,390	1,640	1,890	2,140	2,390	3,640	4,890	7,390	9,915	17,390	24,890	37,390	49,890	74,890	124,890	249,890	374,890

【農業集落排水事業（個別排水処理事業を含む）】

案		使用水量	1～10㎡	15㎡	20㎡	25㎡	28㎡	29㎡	30㎡	31㎡	32㎡	40㎡	50㎡	60㎡	70㎡	80㎡	90㎡	100㎡	150㎡	200㎡	300㎡	400㎡	500㎡	700㎡	1,000㎡	1,500㎡
現行	農集	使用料(円)／月	2,400	2,875	3,350	3,825	4,110	4,205	4,300	4,395	4,490	5,250	6,200	7,150	8,100	9,050	10,000	10,950	15,700	20,450	29,950	39,450	48,950	67,950	96,450	143,950
A－1	農集	使用料(円)／月	1,055	1,785	2,515	3,390	3,915	4,090	4,265	4,440	4,615	6,015	7,765	9,515	11,615	13,715	15,815	17,915	28,415	38,915	62,525	86,425	110,325	158,125	229,825	349,325
		現行との差額(円)	▲ 1,345	▲ 1,090	▲ 835	▲ 435	▲ 195	▲ 115	▲ 35	45	125	765	1,565	2,365	3,515	4,665	5,815	6,965	12,715	18,465	32,575	46,975	61,375	90,175	133,375	205,375
		改定率(増減率)	(▲56.0%)	(▲37.9%)	(▲24.9%)	(▲11.4%)	(▲4.7%)	(▲2.7%)	(▲0.8%)	(1.0%)	(2.8%)	(14.6%)	(25.2%)	(33.1%)	(43.4%)	(51.5%)	(58.2%)	(63.6%)	(81.0%)	(90.3%)	(108.8%)	(119.1%)	(125.4%)	(132.7%)	(138.3%)	(142.7%)
A－2	農集	使用料(円)／月	1,055	1,755	2,455	3,305	3,815	3,985	4,155	4,325	4,495	5,855	7,555	9,255	11,405	13,555	15,705	17,855	28,605	39,355	63,555	88,055	112,555	161,555	235,055	357,555
		現行との差額(円)	▲ 1,345	▲ 1,120	▲ 895	▲ 520	▲ 295	▲ 220	▲ 145	▲ 70	5	605	1,355	2,105	3,305	4,505	5,705	6,905	12,905	18,905	33,605	48,605	63,605	93,605	138,605	213,605
		改定率(増減率)	(▲56.0%)	(▲39.0%)	(▲26.7%)	(▲13.6%)	(▲7.2%)	(▲5.2%)	(▲3.4%)	(▲1.6%)	(0.1%)	(11.5%)	(21.9%)	(29.4%)	(40.8%)	(49.8%)	(57.1%)	(63.1%)	(82.2%)	(92.4%)	(112.2%)	(123.2%)	(129.9%)	(137.8%)	(143.7%)	(148.4%)
A－3	農集	使用料(円)／月	1,055	1,830	2,605	3,505	4,045	4,225	4,405	4,585	4,765	6,205	8,005	9,805	11,905	14,005	16,105	18,205	28,705	39,205	62,455	85,955	109,455	156,455	226,955	344,455
		現行との差額(円)	▲ 1,345	▲ 1,045	▲ 745	▲ 320	▲ 65	20	105	190	275	955	1,805	2,655	3,805	4,955	6,105	7,255	13,005	18,755	32,505	46,505	60,505	88,505	130,505	200,505
		改定率(増減率)	(▲56.0%)	(▲36.3%)	(▲22.2%)	(▲8.4%)	(▲1.6%)	(0.5%)	(2.4%)	(4.3%)	(6.1%)	(18.2%)	(29.1%)	(37.1%)	(47.0%)	(54.8%)	(61.1%)	(66.3%)	(82.8%)	(91.7%)	(108.5%)	(117.9%)	(123.6%)	(130.3%)	(135.3%)	(139.3%)

表14 使用水量ごとの調定件数の分布(R5年度実績)

・公共下水道事業

水量区分(1か月)	調定件数	割合
0m ³ ～ 10m ³	11,739	32.71%
11m ³ ～ 15m ³	5,870	16.36%
16m ³ ～ 20m ³	6,039	16.83%
21m ³ ～ 25m ³	4,653	12.97%
26m ³ ～ 30m ³	2,769	7.72%
31m ³ ～ 40m ³	2,660	7.41%
41m ³ ～ 50m ³	909	2.53%
51m ³ ～ 60m ³	373	1.04%
61m ³ ～ 70m ³	172	0.48%
71m ³ ～ 80m ³	77	0.21%
81m ³ ～ 90m ³	72	0.20%
91m ³ ～ 100m ³	47	0.13%
101m ³ ～ 150m ³	167	0.47%
151m ³ ～ 200m ³	95	0.26%
201m ³ ～ 300m ³	75	0.21%
301m ³ ～ 400m ³	30	0.08%
401m ³ ～ 500m ³	21	0.06%
501m ³ ～ 700m ³	22	0.06%
701m ³ ～ 1,000m ³	15	0.04%
1,001m ³ ～ 1,500m ³	28	0.08%
1,501m ³ ～ 2,000m ³	12	0.03%
2,001m ³ ～ 3,000m ³	12	0.03%
3,001m ³ ～ 5,000m ³	18	0.05%
5,001m ³ ～ 10,000m ³	3	0.01%
10,001m ³ ～ 15,000m ³	4	0.01%
15,001m ³ ～	4	0.01%
合 計	35,886	100.00%

・農業集落排水事業(個別排水処理事業を含む)

水量区分(1か月)	調定件数	割合
0m ³ ～ 10m ³	1,541	23.17%
11m ³ ～ 15m ³	908	13.65%
16m ³ ～ 20m ³	1,008	15.16%
21m ³ ～ 25m ³	1,087	16.34%
26m ³ ～ 30m ³	715	10.75%
31m ³ ～ 40m ³	779	11.71%
41m ³ ～ 50m ³	360	5.41%
51m ³ ～ 60m ³	137	2.06%
61m ³ ～ 70m ³	60	0.90%
71m ³ ～ 80m ³	13	0.20%
81m ³ ～ 90m ³	8	0.12%
91m ³ ～ 100m ³	13	0.20%
101m ³ ～ 150m ³	8	0.12%
151m ³ ～ 200m ³	6	0.09%
201m ³ ～ 300m ³	2	0.03%
301m ³ ～ 400m ³	0	0.00%
401m ³ ～ 500m ³	0	0.00%
501m ³ ～ 700m ³	0	0.00%
701m ³ ～ 1,000m ³	0	0.00%
1,001m ³ ～ 1,500m ³	1	0.02%
1,501m ³ ～ 2,000m ³	5	0.08%
2,001m ³ ～ 3,000m ³	0	0.00%
3,001m ³ ～ 5,000m ³	0	0.00%
5,001m ³ ～ 10,000m ³	0	0.00%
10,001m ³ ～ 15,000m ³	0	0.00%
15,001m ³ ～	0	0.00%
合 計	6,651	100.00%

・下水道事業全体

水量区分(1か月)	調定件数	割合
0m ³ ～ 10m ³	13,280	31.22%
11m ³ ～ 15m ³	6,778	15.93%
16m ³ ～ 20m ³	7,047	16.57%
21m ³ ～ 25m ³	5,740	13.49%
26m ³ ～ 30m ³	3,484	8.19%
31m ³ ～ 40m ³	3,439	8.08%
41m ³ ～ 50m ³	1,269	2.98%
51m ³ ～ 60m ³	510	1.20%
61m ³ ～ 70m ³	232	0.55%
71m ³ ～ 80m ³	90	0.21%
81m ³ ～ 90m ³	80	0.19%
91m ³ ～ 100m ³	60	0.14%
101m ³ ～ 150m ³	175	0.41%
151m ³ ～ 200m ³	101	0.24%
201m ³ ～ 300m ³	77	0.18%
301m ³ ～ 400m ³	30	0.07%
401m ³ ～ 500m ³	21	0.05%
501m ³ ～ 700m ³	22	0.05%
701m ³ ～ 1,000m ³	15	0.04%
1,001m ³ ～ 1,500m ³	29	0.07%
1,501m ³ ～ 2,000m ³	17	0.04%
2,001m ³ ～ 3,000m ³	12	0.03%
3,001m ³ ～ 5,000m ³	18	0.04%
5,001m ³ ～ 10,000m ³	3	0.01%
10,001m ³ ～ 15,000m ³	4	0.01%
15,001m ³ ～	4	0.01%
合 計	42,537	100.00%

表15 県内市町下水道使用料の状況（公共下水道使用料）

※1か月20㎡あたりの使用料（消費税抜）

現行（R5.8.27時点）			A－1			A－2			A－3			B－1			B－2			B－3		
順位	自治体名	公共下水道使用料（円）	順位	自治体名	公共下水道使用料（円）	順位	自治体名	公共下水道使用料（円）	順位	自治体名	公共下水道使用料（円）	順位	自治体名	公共下水道使用料（円）	順位	自治体名	公共下水道使用料（円）	順位	自治体名	公共下水道使用料（円）
1	芦屋市	1,350	1	芦屋市	1,350	1	芦屋市	1,350	1	芦屋市	1,350	1	芦屋市	1,350	1	芦屋市	1,350	1	芦屋市	1,350
2	尼崎市	1,559	2	尼崎市	1,559	2	尼崎市	1,559	2	尼崎市	1,559	2	尼崎市	1,559	2	尼崎市	1,559	2	尼崎市	1,559
3	伊丹市	1,570	3	伊丹市	1,570	3	伊丹市	1,570	3	伊丹市	1,570	3	伊丹市	1,570	3	伊丹市	1,570	3	伊丹市	1,570
4	神戸市	1,600	4	神戸市	1,600	4	神戸市	1,600	4	神戸市	1,600	4	神戸市	1,600	4	神戸市	1,600	4	神戸市	1,600
5	西宮市	1,616	5	西宮市	1,616	5	西宮市	1,616	5	西宮市	1,616	5	西宮市	1,616	5	西宮市	1,616	5	西宮市	1,616
6	宝塚市	1,680	6	宝塚市	1,680	6	宝塚市	1,680	6	宝塚市	1,680	6	宝塚市	1,680	6	宝塚市	1,680	6	宝塚市	1,680
7	猪名川町	1,800	7	猪名川町	1,800	7	猪名川町	1,800	7	猪名川町	1,800	7	猪名川町	1,800	7	猪名川町	1,800	7	猪名川町	1,800
8	稲美町	1,830	8	稲美町	1,830	8	稲美町	1,830	8	稲美町	1,830	8	稲美町	1,830	8	稲美町	1,830	8	稲美町	1,830
9	播磨町	1,850	9	播磨町	1,850	9	播磨町	1,850	9	播磨町	1,850	9	播磨町	1,850	9	播磨町	1,850	9	播磨町	1,850
10	川西市	1,950	10	川西市	1,950	10	川西市	1,950	10	川西市	1,950	10	川西市	1,950	10	川西市	1,950	10	川西市	1,950
11	明石市	1,998	11	明石市	1,998	11	明石市	1,998	11	明石市	1,998	11	明石市	1,998	11	明石市	1,998	11	明石市	1,998
12	三田市	2,070	12	三田市	2,070	12	三田市	2,070	12	三田市	2,070	12	三田市	2,070	12	三田市	2,070	12	三田市	2,070
13	高砂市	2,100	13	高砂市	2,100	13	高砂市	2,100	13	高砂市	2,100	13	高砂市	2,100	13	高砂市	2,100	13	高砂市	2,100
14	たつの市	2,200	14	たつの市	2,200	14	たつの市	2,200	14	たつの市	2,200	14	たつの市	2,200	14	たつの市	2,200	14	たつの市	2,200
15	福崎町	2,230	15	赤穂市	2,230	15	赤穂市	2,230	15	赤穂市	2,230	15	赤穂市	2,230	15	赤穂市	2,230	15	赤穂市	2,230
15	赤穂市	2,230	16	加古川市	2,300	16	加古川市	2,300	16	加古川市	2,300	16	加古川市	2,300	16	加古川市	2,300	16	加古川市	2,300
17	加古川市	2,300	16	洲本市	2,300	16	洲本市	2,300	16	洲本市	2,300	16	洲本市	2,300	16	洲本市	2,300	16	洲本市	2,300
17	洲本市	2,300	18	姫路市	2,390	18	姫路市	2,390	18	姫路市	2,390	18	姫路市	2,390	18	姫路市	2,390	18	姫路市	2,390
19	姫路市	2,390	19	三木市	2,400	19	三木市	2,400	19	三木市	2,400	19	三木市	2,400	19	三木市	2,400	19	三木市	2,400
20	三木市	2,400	20	宍粟市	2,500	20	福崎町	2,455	20	宍粟市	2,500	20	宍粟市	2,500	20	宍粟市	2,500	20	宍粟市	2,500
21	宍粟市	2,500	20	南あわじ市	2,500	21	宍粟市	2,500	20	南あわじ市	2,500	20	南あわじ市	2,500	20	南あわじ市	2,500	20	南あわじ市	2,500
21	南あわじ市	2,500	22	福崎町	2,515	21	南あわじ市	2,500	22	小野市	2,530	22	小野市	2,530	22	福崎町	2,520	22	小野市	2,530
23	小野市	2,530	23	小野市	2,530	23	小野市	2,530	23	福崎町	2,605	23	福崎町	2,550	23	小野市	2,530	23	福崎町	2,620
24	丹波篠山市	2,700	24	丹波篠山市	2,700	24	丹波篠山市	2,700	24	丹波篠山市	2,700	24	丹波篠山市	2,700	24	丹波篠山市	2,700	24	丹波篠山市	2,700
25	上郡町	2,800	25	上郡町	2,800	25	上郡町	2,800	25	上郡町	2,800	25	上郡町	2,800	25	上郡町	2,800	25	上郡町	2,800
26	太子町	2,820	26	太子町	2,820	26	太子町	2,820	26	太子町	2,820	26	太子町	2,820	26	太子町	2,820	26	太子町	2,820
27	朝来市	2,859	27	朝来市	2,859	27	朝来市	2,859	27	朝来市	2,859	27	朝来市	2,859	27	朝来市	2,859	27	朝来市	2,859
28	加東市	2,860	28	加東市	2,860	28	加東市	2,860	28	加東市	2,860	28	加東市	2,860	28	加東市	2,860	28	加東市	2,860
29	相生市	2,973	29	相生市	2,973	29	相生市	2,973	29	相生市	2,973	29	相生市	2,973	29	相生市	2,973	29	相生市	2,973
30	淡路市	3,020	30	淡路市	3,020	30	淡路市	3,020	30	淡路市	3,020	30	淡路市	3,020	30	淡路市	3,020	30	淡路市	3,020
31	豊岡市	3,100	31	豊岡市	3,100	31	豊岡市	3,100	31	豊岡市	3,100	31	豊岡市	3,100	31	豊岡市	3,100	31	豊岡市	3,100
32	西脇市	3,300	32	西脇市	3,300	32	西脇市	3,300	32	西脇市	3,300	32	西脇市	3,300	32	西脇市	3,300	32	西脇市	3,300
33	加西市	3,380	33	加西市	3,380	33	加西市	3,380	33	加西市	3,380	33	加西市	3,380	33	加西市	3,380	33	加西市	3,380
34	市川町	3,400	34	市川町	3,400	34	市川町	3,400	34	市川町	3,400	34	市川町	3,400	34	市川町	3,400	34	市川町	3,400
35	養父市	3,415	35	養父市	3,415	35	養父市	3,415	35	養父市	3,415	35	養父市	3,415	35	養父市	3,415	35	養父市	3,415
36	多可町	3,450	36	多可町	3,450	36	多可町	3,450	36	多可町	3,450	36	多可町	3,450	36	多可町	3,450	36	多可町	3,450
37	丹波市	3,875	37	丹波市	3,875	37	丹波市	3,875	37	丹波市	3,875	37	丹波市	3,875	37	丹波市	3,875	37	丹波市	3,875
38	神河町	4,000	38	神河町	4,000	38	神河町	4,000	38	神河町	4,000	38	神河町	4,000	38	神河町	4,000	38	神河町	4,000
39	佐用町	4,002	39	佐用町	4,002	39	佐用町	4,002	39	佐用町	4,002	39	佐用町	4,002	39	佐用町	4,002	39	佐用町	4,002
40	香美町	4,170	40	香美町	4,170	40	香美町	4,170	40	香美町	4,170	40	香美町	4,170	40	香美町	4,170	40	香美町	4,170
41	新温泉町	4,500	41	新温泉町	4,500	41	新温泉町	4,500	41	新温泉町	4,500	41	新温泉町	4,500	41	新温泉町	4,500	41	新温泉町	4,500
県下平均		2,614	県下平均		2,621	県下平均		2,620	県下平均		2,623	県下平均		2,622	県下平均		2,621	県下平均		2,624

5. 改定使用料による財政計画

改定使用料による財政計画は表 16、表 17、表 18、図 4 及び図 5 に示すとおりである。なお、使用料体系改定案は A－1～A－3 案、B－1～B－3 案の全 6 案を算定しているが、下水道使用料収入はいずれの案もほぼ同額となるため、当該財政計画は代表例として A－1 案を用いる。

表 16 改定使用料による収益的収支の試算結果（改定使用料 A－1 案）（単位：千円）

A－1 改定使用料		予算額		試算額										
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
下水道事業収益		942,744	999,304	925,826	916,060	916,927	905,354	895,112	872,786	880,299	908,917	882,949	883,683	884,459
営業収益	営業収益	389,372	394,987	421,515	446,560	449,504	452,245	455,105	457,567	458,716	459,741	462,992	464,293	464,844
	下水道使用料	355,757	357,812	383,844	406,890	408,476	409,884	411,324	412,809	413,214	413,550	415,750	416,642	417,593
	他会計負担金	33,440	37,000	37,296	39,296	40,653	41,986	43,406	44,383	45,127	45,816	46,867	47,276	46,877
	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	175	175	375	375	375	375	375	375	375	375	375	375	375
	営業外収益	553,372	604,317	504,311	469,500	467,424	453,109	440,007	415,219	421,583	449,176	419,957	419,390	419,615
	受取利息及び配当金	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計繰入金	314,800	364,400	270,850	243,968	241,106	227,237	208,723	189,337	188,631	209,829	191,536	187,773	182,886
	他会計負担金(基準内繰入)	286,800	308,600	243,144	205,507	200,756	195,287	180,615	170,335	172,995	167,881	147,482	157,211	152,345
	他会計補助金(基準外繰入)	28,000	55,800	27,705	38,462	40,351	31,950	28,109	19,002	15,636	41,948	44,054	30,562	30,541
	長期前受金戻入	237,438	238,798	231,883	223,953	224,739	224,293	229,705	224,304	231,374	237,768	226,843	230,038	235,150
	雑収益	1,108	1,119	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578
下水道事業費用		998,718	981,631	948,893	930,176	916,250	913,077	912,840	899,224	907,283	906,598	878,502	892,706	893,481
営業費用	営業費用	893,232	880,196	858,227	844,924	835,214	836,075	839,296	829,373	841,495	844,531	819,866	836,955	839,996
	管渠費	17,537	15,658	16,163	16,188	16,261	16,390	16,517	16,461	16,261	16,068	16,204	16,341	16,480
	ポンプ場費	4,342	3,348	3,590	3,698	3,770	3,810	3,850	3,993	4,219	4,440	4,478	4,515	4,554
	処理場	244,631	238,711	223,454	223,342	223,904	225,229	211,523	210,366	207,254	204,242	205,653	207,075	208,523
	浄化槽費	732	732	639	642	646	650	652	655	658	662	666	668	672
	業務費	10,025	17,581	10,631	10,724	10,814	10,908	11,000	11,081	11,152	11,223	11,318	11,414	11,511
	総係費	45,818	31,293	33,756	33,847	33,914	33,961	34,008	34,119	34,280	34,429	34,475	47,588	47,635
	減価償却費	570,147	572,874	558,895	543,578	545,904	545,127	555,573	546,907	560,942	573,468	547,073	549,354	550,620
	資産減耗費	0	0	11,100	12,904	0	0	6,174	5,790	6,728	0	0	0	0
	営業外費用	105,487	101,435	90,666	85,252	81,036	77,002	73,543	69,851	65,788	62,067	58,636	55,751	53,486
	支払利息及び企業債取扱諸費	99,257	95,404	85,172	80,018	75,940	71,925	68,487	65,188	61,809	58,749	55,317	52,433	50,167
	雑支出	6,230	6,031	5,494	5,234	5,096	5,078	5,057	4,663	3,979	3,319	3,319	3,319	3,319
収益の収支		▲55,975	17,674	▲23,068	▲14,115	678	▲7,723	▲17,728	▲26,438	▲26,984	2,319	4,447	▲9,023	▲9,022

下水道使用料
R7～R17合計
4,509,976千円

表 17 改定使用料による資本的収支の試算結果（改定使用料 A－1 案）（単位：千円）

A-1 改定使用料		予算額		試算額										
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
資本的收入		679,472	564,400	515,095	678,881	617,860	670,177	711,440	633,404	671,839	524,814	470,212	342,848	285,716
	企業債	357,400	340,900	322,300	419,200	397,600	435,400	455,000	411,900	413,600	309,800	274,700	161,600	99,000
	下水道事業債	176,200	149,500	111,900	186,500	155,400	187,700	205,100	162,900	193,700	139,800	116,200	94,500	94,500
	資本費平準化債	181,200	191,400	210,400	232,700	242,200	247,700	249,900	249,000	219,900	170,000	158,500	67,100	4,500
	出資金（基準外繰入金）	73,000	62,600	53,180	40,291	28,144	16,162	21,824	27,388	34,124	40,824	47,572	54,307	59,775
	補助金	173,500	138,000	115,000	194,775	167,500	194,000	210,000	169,500	199,500	152,250	126,000	105,000	105,000
	負担金	29,800	22,900	24,615	24,615	24,615	24,615	24,615	24,615	24,615	21,941	21,941	21,941	21,941
	基金取崩収入	45,772	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本の支出	1,023,645	948,775	869,856	1,034,372	971,821	1,020,226	1,065,601	967,844	1,019,091	891,992	819,276	673,619	612,642
	建設改良費	421,968	337,731	279,028	441,584	380,040	442,046	477,053	390,059	454,065	345,471	292,977	232,899	232,900
	管路整備費	47,439	44,774	81,388	106,439	44,890	96,890	164,891	95,892	162,893	22,794	22,794	22,795	22,796
	管路改良費	7,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管路整備費（雨水）	301,025	276,733	177,541	125,046	125,050	135,055	102,060	84,065	81,070	112,575	60,079	0	0
	処理場改良費	66,394	16,224	20,099	210,100	210,100	210,101	210,101	210,102	210,102	210,103	210,103	210,104	210,104
	浄化槽整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産購入費	10,395	10,085	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債償還金	591,282	600,959	590,828	592,788	591,780	578,180	588,548	577,785	565,026	546,521	526,299	440,720	379,741
基金積立金支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収支		▲344,174	▲384,375	▲354,761	▲355,491	▲353,961	▲350,049	▲354,161	▲334,440	▲347,252	▲367,177	▲349,063	▲330,771	▲326,926
補てん財源計算														
	消費税調整額	36,382	27,360	22,573	37,078	32,119	36,938	39,848	32,484	37,940	29,158	24,386	20,478	20,478
	当年度損益勘定留保資金	332,708	334,076	338,112	332,529	321,165	320,834	332,041	328,393	336,296	335,700	320,230	319,316	315,470
	補てん財源 合計	369,091	361,435	360,684	369,607	353,284	357,772	371,889	360,878	374,236	364,858	344,616	339,794	335,948
	補てん財源不足額	24,917	▲22,940	5,923	14,115	▲678	7,723	17,728	26,438	26,984	▲2,319	▲4,447	9,023	9,022

表 18 改定使用料による内部留保資金残高の試算結果（改定使用料 A－1 案）（単位：千円）

A－1 改定使用料		予算額		試算額										
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
A.資金残高計算														
	利益剰余金	▲5,351	12,322	▲10,745	▲24,861	▲24,183	▲31,906	▲49,634	▲76,071	▲103,055	▲100,737	▲96,289	▲105,312	▲114,334
	損益勘定留保資金	57,762	34,822	40,745	54,861	54,183	61,906	79,634	106,071	133,055	130,737	126,289	135,312	144,334
	内部留保資金残高	52,410	47,144	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

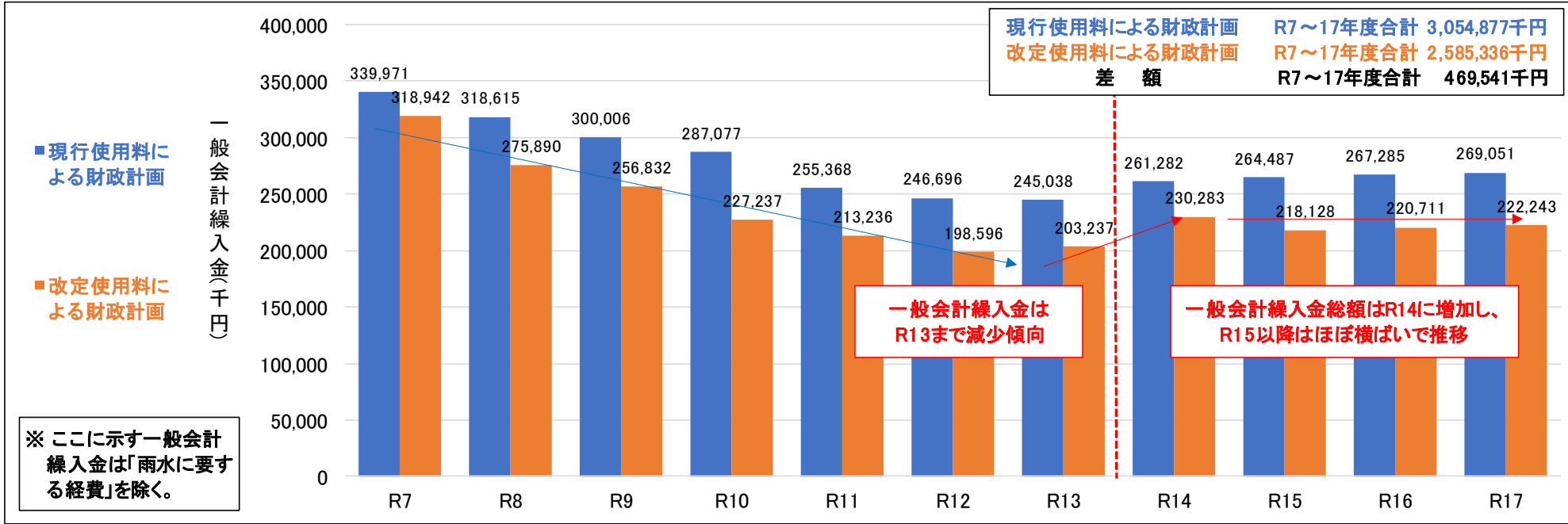


図4 一般会計繰入金（基準内＋基準外）の推移（改定使用料A－1案、雨水に要する経費を除く）

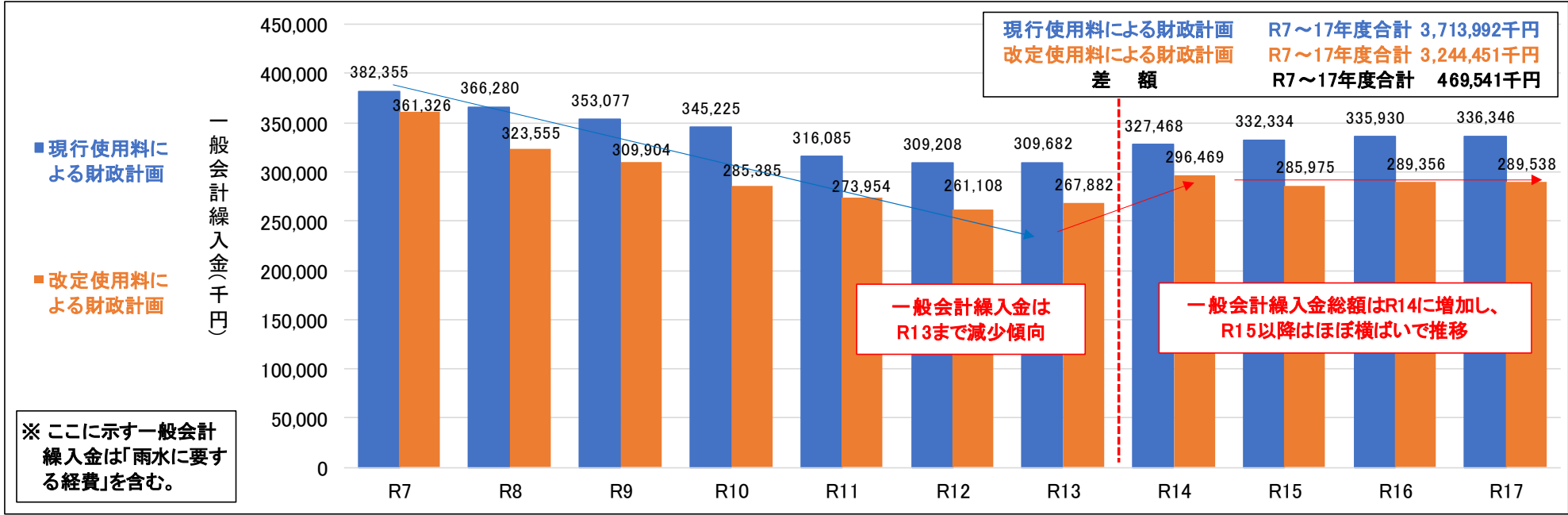


図5 一般会計繰入金（基準内＋基準外）の推移（改定使用料A－1案、雨水に要する経費を含む）

表 16 より、改定後の下水道使用料は令和 7 ～17 年度における 11 年間の合計で 4,509,976 千円と試算され、現行の下水道使用料に対して 469,541 千円（11.62％）の増収が見込まれる。

図 5 より、一般会計繰入金の推移は、令和 13 年度までは減少傾向にあるが、令和 14 年度に増加した後、令和 15 年度以降はほぼ横ばいとなっている。これは、資本的収支における資本費平準化債の発行可能額が令和 14 年度以降、大幅に減少していることが要因である。

表 18 より、改定後の内部留保資金残高は令和 7 ～17 年度の各年度において 30,000 千円を確保できる見込みである。

6. 受益者負担金と新規加入金の検討

公共下水道事業では、都市計画法に基づいて下水道事業によって利益を受ける受益者に整備費用の一部を負担してもらう受益者負担金を定めている。また、農業集落排水事業においてもこれと同じ目的で新規加入金が規定されているが、表19に示すように両者は大きく異なっている。

表19 現行の受益者負担金と新規加入金

受益者負担金(公共下水道事業)		新規加入金(農業集落排水事業)	
面積区分	負担金	地区名	基本額
～100㎡	100,000 円	板坂地区	130,000 円
101㎡～	250 円/㎡	鍛冶屋地区	128,000 円
		余田地区	116,000 円
		大貫地区	134,000 円
		田口地区	140,000 円
		八千種地区	88,000 円
		個別排水処理地区	115,000 円

今回、農業集落排水事業の使用料体系を公共下水道事業の使用料体系に統一し、使用料改定を行うのに際し、負担金（加入金）についても地域間格差を無くす観点から、新規加入金の額を受益者負担金の額に統一することとする。また、統一した受益者負担金の額は、納付済み者と将来納付する者との世代間格差を無くし、公平性を確保する観点から、現行を維持することとする。